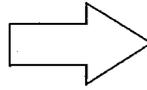


## I. 交通事故に遭ったとき

①被保険者(被扶養者等が  
自動車事故に遭った

②すみやかに健保組合へ  
連絡する !!



健康保険の使用OK

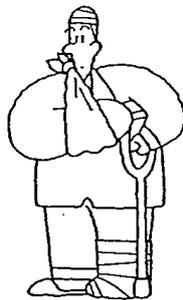
…ただし届出を

治療費等は**本来加害者が負担すべき**

ものですから、

当健康保険組合はその一時立替えているにすぎません。

この立替分の請求権は、当健康保険組合が代位取得します。



③次の書類を健保組合へ

『第三者行為による傷病届』

『事故証明書』『診断書』

+

『事故発生報告書』

『念書(本人記入)』

④示談の前に健保組合に相談する

示談が成立すると、それ以降の損害賠償請求権が消滅します。

示談を始めるに際しては、必ず健保組合へ連絡、相談して、くれぐれも安易に話し合いを進めたりしないようご注意ください。

保険証を使って連絡も

届出もなく示談した場合、健康保険法

57条の免責規定によって、本人にその治療費等を返還請求をする場合があります。

(健康保険法第57条)